

岩手県告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 路線名 107 号

(2) 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字小股 146 番 2 地先から 260 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

2(1) 路線名 281 号

(2) 供用開始の区間 久慈市大川目町第 2 地割 1 番 4 地先から大沢第 8 地割 3 番 8 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 久慈地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

3(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間

ア 九戸郡九戸村大字長興寺第 3 地割 3 番 1 地先内

イ 九戸郡軽米町大字山内第 12 地割字太田向 91 番 6 地先から 89 番 3 地先まで

ウ 九戸郡軽米町大字山内第 12 地割字太田向 43 番 1 地先から 65 番 1 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで

4(1) 路線名 397 号

(2) 供用開始の区間 気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林 63 林班イ 2 小班地先から字津付 58 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 19 年 2 月 2 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 2 日から同年 3 月 2 日まで